

拡
充

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

※メニュー事業の全体

資料 1

令和8年度当初予算案 86億円（97億円） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県） ※下線(令和8年度拡充分)

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのホラソニアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ○ 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置 ○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援 		

離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

資料 1

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。

地域外からの人材確保を支援

○地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成
(赴任旅費、引越・転入費用、
短期間の体験就労等)



○地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等



○先進自治体からのアドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

資質向上を支援

○介護従事者の資質向上推進

▶ 地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成

▶ 介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成



通いの場等への移動を支援

○移動支援の担い手を確保

▶ 高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ
▶ 移動支援の担い手養成研修の実施
▶ 運転に係る講習等の受講
▶ 福祉有償運送の実施に係る手続きの助言 等

※介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動



【離島、中山間地域等の範囲】

①「厚生労働大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)」に規定される地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、豪雪地域等)

②「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)」に規定される地域(特別豪雪地域、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域等)



拡充

離島・中山間地域等サービス確保対策事業

資料 2

令和8年度当初予算案 20百万円（10百万円）※（1）内山間地域等対象

1 事業の目的

- 離島・中山間地域等で介護サービスの提供体制を確保していくため、複数町村との連携や関係事業所との協議の実施、ホームヘルパー養成などの地域の実情に応じた人材の確保対策の実施に向けて、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。
- 特に、2040年に向けて人口減少が進む地域においてサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、市町村の判断で柔軟なサービスの提供を可能とする「離島等相当サービス」の活用を促進するための事業を実施する。

2 事業の概要・実施主体等

上欄の欄外において拡充対象（*）は一部拡充対象

【都道府県が行う事業】

- 離島・中山間地域を抱える市町村とのサービス確保対策検討委員会等の開催
- 離島等相当サービス等の導入によるサービス確保対策に向けた市町村への弾正支援
 - ・ 需要等分析、基準緩和策の提案、条例制定支援、市町村内検討会の開催支援等
- 離島・中山間地域特有の課題解決のため複数町村との連携会議の開催支援
 - ・ 外国人介護人材の受入体制整備や、地域内での人材育成など、都府県地域での一体的取組の検討

【市区町村が行う事業】

- 管内関係者との事業推進会議の開催、国や都道府県の制度についての周知
- 地域内での人材養成等、介護サービス提供体制に向けた試行的事業の検討実施
- 離島等相当サービス等の導入に向けた関係者協議会の開催等
 - ・ 管内事業者等との検討会の開催、事業者の提供体制の整備、事業運営支援等
- 管内関係事業所協議会の実施
 - ・ 地域での介護体制の維持に向けた介護事業者や他業種の民間企業等を含めた関係者協議会の実施

【離島・中山間地域等での介護サービス確保等のために行う事業】

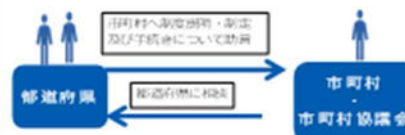
- 介護事業者と地元学生との懇談の場など介護人材の確保に向けた事業
- 介護事業者間や各民間企業等との連携等に向けた支援
- 地域特有の課題に対応したサービス提供体制の確保対策（*）
 - 例 離島のサービス提供に当たって船賃が必要な場合における交通費の支援など

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市 国1/2、都道府県等1/2
 - ※ 総合事業「離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合、国3/4、都道府県等1/4
- 市区町村 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
 - ・ 本事業以外の介護サービス確保等の事業を実施し、地域づくり加算化事業による支援を受けている場合、国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6
 - ※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特設型介護サービス費等の支出に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。

3 事業のイメージ図

【都道府県が行う事業】※離島等相当サービス等導入などサービス確保対策に向けた市町村支援の例



【市区町村が行う事業】※離島等相当サービス等導入サービス確保の実施に向けた関係者協議会の開催等支援の例



離島・中山間地域等に対する報酬加算

資料 3

- 訪問系・通所系サービスについては、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合、介護報酬における加算で評価している。

（1）特別地域加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。（15/100）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

（2）中山間地域等における小規模事業所加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。（10/100）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
対象地域	①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域 （特別地域加算対象地域は除く。）

（3）中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。（5/100、（1）（2）と同時算定可。）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

令和8年度当初予算案 352千円 (352千円) ※ ()内は前年度当初予算額

事業内容

- 中山間地域等の小規模の事業所においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に10%相当の加算が行われることから、利用者負担も増額されることになる。
- このため、中山間地域等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に軽減）するもの。

実施主体

- 市町村

補助内容

- 減額分について、社会福祉法人等が利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、助成を行う（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

令和8年度当初予算案 7,762千円 (7,762千円) ※ ()内は前年度当初予算額

事業内容

- 離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。
- このため、離島等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に軽減）するもの。

実施主体

- 市町村

補助内容

- 減額分について、社会福祉法人等が利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、助成を行う（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

9. 地域における高齢者の健康・生きがいづくりの推進について

(1) 老人クラブ活動の促進等

① 老人クラブの活動について

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であるとともに、全国約8万ヶ所にも及ぶ通いの場であり、多くの高齢者が集われ、そのつながりを基盤として、スポーツや文化活動をはじめ、子どもや高齢者への見守り・生活支援、交通安全や悪徳商法の被害防止に関する活動など、幅広い取組に広がっている。

その活動内容は、高齢者の閉じこもり予防や次世代育成支援、地域の再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応した多様なものであり、これらの活動を通じて、高齢者の健康を維持し、人生を豊かにし、さらには地域の支え合いの輪を広げていくものであることから、人生100年時代、生涯現役社会の実現に直接つながる重要な取組であると考えている。

老人クラブは、全国各地に活動組織を展開するとともに、全国規模の民間団体ネットワークとしても有数のものであり、公益財団法人全国老人クラブ連合会では、平成27年3月に「新地域支援事業に向けての行動提案」（以下「行動提案」という。）を示し、老人クラブで活動する高齢者が地域の実情に応じて介護予防・生活支援サービスの担い手になるための取組を進めているところである。（資料1）

各都道府県におかれては、上記老人クラブ活動の意義・有効性等について再認識され、管内市町村に対し上記「行動提案」の内容を周知するとともに、協議の場（協議体）への老人クラブの参加を検討することを求めるなど、老人クラブ活動の促進についてご配慮願いたい。

なお、老人クラブの名称は、必ずしも「老人クラブ」としなければならない訳ではなく、実際に「高齢者クラブ」、「シニアクラブ」等、地域によってさまざまな名称や愛称がつけられているところであり、また、名称に「老人クラブ」が含まれていない場合でも、在宅福祉事業費補助金の補助対象となるのでご留意願いたい。

② 在宅福祉事業費補助金（高齢者地域福祉推進事業）令和8年度予算案について

て

令和8年度予算案においては、老人クラブ活動に必要な所要額(23億円)の予算を計上しており、以下の事業への助成にも活用することが可能である。

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のサービス提供者として老人クラブを想定している市区町村において、老人クラブが実施するその準備や試行的なサービス提供に係る経費への助成を行う事業
- ・ 老人クラブが、総合事業とは別の形で生活支援サービスの担い手として活動をしており、その活動費に対しての助成を行う事業
- ・ 中央や都道府県、指定都市において老人クラブ活動のリーダーを養成する研修への参加費用（旅費等）
- ・ 健康づくり活動、文化活動の更なる推進のため、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等の健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント等へ老人クラブが参加・視察するための費用（旅費等） 等

なお、老人クラブの活動については、老人クラブが地域の社会資源の一つとして認知され、社会的役割を十分に果たすことができるよう、自治体と老人クラブが接点を増やし、地域における老人クラブ活動の具体的な内容や効果を把握し「見える化」を進めて行くこととし、その具体的なツールとして、「老人クラブとの協働のためのガイドブック」の作成を行ったところである。（資料2）

老人クラブの活動は、住民主体の見守り、生活支援・介護予防の取組として、各市町村の地域包括ケアシステムの深化に向けて重要な役割を担いえるものであることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し上記ガイドブックの周知を図るとともに、その積極的な活用についてご配慮願いたい。

③ 在宅福祉事業費補助金（高齢者地域福祉推進事業費）による単位老人クラブへの補助について

国庫補助の対象となる老人クラブの会員規模については、会員の高齢化等により会員数が減少して要件に満たないクラブが発生していることを踏まえて、実施要綱（下記抜粋参照）において既に弾力的な運用を認めているところである。実施要綱に記載されている、「その他特別の事情」については、これまでおおむね30人以上の会員により適正に運営されてきたクラブが、諸般の事情によ

り会員が減少したものの、今後も継続的な活動が見込まれると市町村が認める場合には、引き続き補助対象として差し支えないので、「おおむね30人以上」という基準を一律に適用することのないようにご配慮願いたい。

(参考1) 老人クラブ活動等事業の実施について(厚生労働省老健局長通知: 抜粋)

1 組織について

イ 会員の規模

おおむね30人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

なお、単位老人クラブは地域の高齢者の身近な通いの場であり、一度解散した老人クラブが活動を再開することは難しいと考えられるため、各都道府県におかれては、老人福祉法の規定も踏まえ、生きがいつくり及び健康づくり活動を担う都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブを「地域の重要な社会資源」として認識していただき、ご理解の上所要の財源措置を行われたい。

また、各自治体において補助単価(上限)を設定している場合には、足元のエネルギー・物流価格等の物価高騰や当該連合会の運営状況(老人クラブ等活動推進員の確保の課題など)等も考慮の上、その適切な改定等にご配慮願いたい。

(参考2) 老人福祉法(抜粋)

第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業(以下「老人健康保持事業」という。)を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

④ 地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き等支援事業(事務お助け隊)

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

老人クラブなど、互助の取組を行う団体が、構成員の高齢化等により、会計処理、事業報告、補助金申請などの事務作業が困難となり、活動の継続が難し

い場合があることから、事務手続き等に詳しい者（企業退職者、事務経験のある者、税理士、社会保険労務士等）が、「事務お助け隊」として事務作業をサポートすることにより、地域の支え合い・助け合い活動の立ち上げや活動の継続・活性化を支援する事業について、令和2年度より地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニューに位置づけた。

高齢者の日常生活を支援する住民組織等の活動継続、担い手確保の観点から、各都道府県においては管内の市区町村の状況を踏まえつつ、当該事業を積極的に活用いただきたい。（資料3）

なお、これと同時に管内の単位老人クラブにおける市町村への報告書類の作成状況等を踏まえながら、必要に応じて提出物、記載内容の簡素化等についてもご配慮願いたい。

（2）高齢者の生活支援に取り組む多様な担い手モデル事業について

令和7年度補正予算にて、老人クラブなど高齢者の自主組織による活動を地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として事業化して高齢者が多様な担い手として参画するためのモデル事業を実施し、実施上の課題把握や課題解消に向けた方策などを整理し、取組事例を全国に共有することで、担い手の拡大を図るため「高齢者の生活支援に取り組む多様な担い手モデル事業」を実施することとしている。（資料4）

本事業の効果的な実施のため、モデル事業の実施団体は、市区町村の総合事業の所管課との連携を図ることとしているため、各都道府県におかれては、管内市区町村に対し本事業の内容を周知いただくとともに、モデル事業実施団体や市区町村から助言を求められた場合には、必要な支援をお願いしたい。

（3）高齢者生きがい活動促進事業について

企業を退職した高齢者等が地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進するため「高齢者生きがい活動促進事業」を実施し、活動の立ち上げを支援しているところである。（資料5）

具体的には、見守り・配食等の生活支援など、地域包括ケアシステムの構築に資す

る高齢者自らの社会参加、生きがいつくりの活動を行う住民組織やNPO法人等団体の立ち上げ及び活動拠点の初度設備整備に必要な経費（1カ所あたり100万円以内、1回限り）について支援を行っている。

なお、令和2年度より、農作業を通じて高齢者が地域交流しながら生き生きと活動することができる農福連携等に資する取組を実施する場合については、補助額を1カ所あたり200万円以内（1回限り）としているので、積極的に活用いただきたい。

また、国の委託事業として実施している地域づくり加速化事業により、伴走的支援を受けた市区町村において、その課題解決に資する取組に対して補助を行うものである場合は補助対象数を拡充するとともに、中山間地域等の農山漁村において、地域資源やデジタル技術を活用した取組を行う場合の優先採択枠を設けることとしている。

本事業は、定額補助（国10/10）であり、地域で活動するボランティア団体やNPO団体が対象となることから、都道府県におかれては、実施主体である市町村に対する早めの周知や地域への情報提供にかかる支援についてご配慮願いたい。

（4）全国健康福祉祭（ねんりんピック）等について

① ねんりんピックへの積極的な取組について

高齢者の社会参加、健康づくりや地域間、世代間の交流は、活力ある長寿社会の形成に今後とも欠くことのできない重要な取組である。各自治体においては、ねんりんピックをはじめ、多様な健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント等にできるだけ多くの高齢者の方々が参加できるよう、「明るい長寿社会づくり推進機構」や各種団体とともに参加の機会の確保等について特段の御配慮をお願いする。

また、多くの自治体にあっては、地方版ねんりんピックの開催に努力されていると承知しており、健康増進、文化活動の推進を図る観点から、引き続き積極的な取組についてもご配慮願いたい。

② ねんりんピック彩の国さいたま2026について

令和7年度は、岐阜県で第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）が開催された。令和8年度は埼玉県において開催を予定していること

から、各都道府県等におかれては引き続き大会へのご支援・ご協力をお願いする。

【第38回全国健康福祉祭埼玉大会(ねんりんピック彩の国さいたま2026)の概要】

- ・テーマ 咲き誇れ！ 長寿と笑顔 彩の国
- ・期 日 令和8年11月7日(土)～10日(火)
- ・会 場 さいたま市をはじめ24市町

選手募集については、「第38回全国健康福祉祭埼玉大会の概要(資料6)」を参照されたい。また、できる限り多くの選手が参加できるよう管内関係機関への周知についてご協力いただきたい。

③ 今後の開催予定について

昭和63年から始まった「全国健康福祉祭」も、令和8年度の埼玉大会で38回目を数え、延べ約1,730万人の選手・観客の方々に御参加いただいております。全国的なイベントとして定着し、活力ある長寿社会の形成だけでなく、地域の活性化にも大きく貢献する魅力的な大会に発展したところである。

「人生100年時代」を迎えようとしている中で、多くの高齢者の方々が生きがいを持って社会参加している姿を全国に知っていただく絶好の機会であることから、今後も継続して開催することとしており、全ての都道府県で開催し、盛況な大会としていくことを考えている。このため、未開催の県においては、趣旨を御理解いただき、開催地の魅力を全国に発信できる絶好の機会であることから、開催に向けて積極的に検討願いたい。(資料7)

第38回(2026年度) 埼玉県

第39回(2028年度) 東京都

※ 2027年度については、関連イベントの実施を検討中。



ねんりんピック彩の国さいたま2026

マスコットキャラクター

コバトン&さいたまっち

- ④ 令和9年度（2027年度）におけるねんりんピック関連イベントの実施について
令和9年度においては、開催地となる自治体の選定ができなかったことから、通常のねんりんピックとしての開催を見送り、厚生労働省が主体となって、今後のねんりんピックのPR・魅力発信等を目的とした関連イベントを実施することを予定している。

イベントの時期や内容等については、現在検討中であり、決定次第お知らせするが、各自治体に対しても、イベント実施や関係者の参加支援について、ご協力をお願いすることもあるかと思うので、よろしくお願ひしたい。

また、ねんりんピックの選手選考のための大会等を実施している都道府県におかれては、高齢者の健康づくりとして、引き続き、地方大会として実施していただくようご配慮願ひたい。

- ⑤ 「明るい長寿社会づくり推進機構」との連携について

47都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」は、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、①高齢者の健康づくりや社会参加等に関する関係機関の連携促進（組織づくり）、②各地域で高齢者の社会活動等を推進するための指導者等の養成（人づくり）、③各種健康づくりや社会参加に関する取組等を通じた気運情勢（気運づくり）を積極的に推進してきたところである。

また、ねんりんピックの開催にあたっては、選手派遣等においてご尽力いただいているところである。

これから地域包括ケアシステムの深化に向けて、明るい長寿社会づくり推進機構には、各市町村では対応が難しい①組織づくり、②人づくり、③気運づくりの取組を実施することにより、都道府県内の高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進する中核機関としての役割が期待される場所である。

こうした都道府県域での生きがいづくり健康づくりの取組の実施に係る費用については、地方交付税措置がされている場所であり、各都道府県において所要の財源措置等のご配慮をお願いしたい。

また、こうした事業の実施にあたっては、老人クラブ連合会など高齢者の生きがいづくりや健康づくりに取り組む団体と明るい長寿社会づくり推進機構と

の連携促進や、明るい長寿社会づくり推進機構と市町村や地域包括支援センターとの連携体制づくり等が重要であることから、関係機関の連携体制の構築についてもご配慮願いたい。

【資料 1】

「新地域支援事業」に向けての行動提案抄

～老人クラブ・高齢者が介護予防・生活支援の担い手に～

公益財団法人全国老人クラブ連合会

- 介護保険制度の見直しにより、市区町村は要支援者に対して27年度から3年間において独自の新地域支援事業に取り組み、対応しなければならないことになりました。
 - 老人クラブが行う事業（活動）が、高齢者の在宅生活を支える「新地域支援事業」に取り入れられるよう、関係者協議に努めましょう。
1. 市区町村老連は本年度（年度）中に市区町村行政の対応計画を把握し、首長や担当者に老人クラブの事業（活動）について説明し、新地域支援事業との関連を再認識してもらうようにしましょう。
- (1) 市区町村からの説明への対応
新地域支援事業が始まる平成27年に向けて、各市区町村では早急に取り組みの計画を作成し、住民・団体による「助け合い活動のめざすもの」について様々な機会を通じて説明・相談し、参画の呼びかけが行われるものと思われます。老人クラブの事業（活動）について充分理解してもらう必要があります。
 - (2) 協働の場（協議体）への参加
市区町村内の高齢者のニーズを把握し、計画を策定し、運営していくため、関係者が連携・協力していく必要があります。そのための場として「協議体」の設置が進められると思われます。協議体への参画によって、老人クラブ事業（活動）は多様な関係者にも理解され、連携が深まります。
2. 老人クラブの事業（活動）が新地域支援事業に取り入れられるよう積極的に働きかけましょう。
- (1) 老人クラブ活動を活かした介護予防・生活支援活動
老人クラブでは地域の支援を必要とする会員・高齢者を対象に、声掛け、安否確認、話し相手、ごみ出し、外出支援等の友愛活動に取り組んできました。
この経験を活かし、新地域支援事業の理念の共有に努め、介護予防・生活支援サービスの担い手として、行政や住民・関係者と協働した活動を進めましょう。
 - (2) 老人クラブによる介護予防・生活支援サービス
支援を必要とする高齢者のニーズによっては、介護予防・生活支援サービスを事業化して老人クラブがこれを担うことが考えられます。例えば、毎日の家事援助、外出支援、配食など日常的な支援や健康教室、体力測定等の定期的な支援の中には、事業化することによって、より質の高いサービスや多様なサービスの提供を可能にすることも考えられます。
 - (3) その他の具体的な事例
 - ・多様な通いの場
⇒交流サロン・喫茶室、趣味サークル、健康教室、体力測定、介護予防教室、等
 - ・多様な生活支援
⇒声掛け、安否確認（電話訪問）、見守り、話し相手、お知らせ届け等情報提供、
⇒高齢者詐欺被害防止、防火・防犯・防災や災害避難協力、
⇒付添い（通院・買物・墓参・サロンや集会所やクラブ活動場所等への同行）、
⇒軽作業（電球・電池・水道パッキン等交換、重量物や高所物の移動、障子張替え、雑草刈り、植木剪定、簡単な家の補修、等）
⇒家事手伝い（掃除、窓拭き、草むしり、ゴミだし、布団干し、等）、
⇒買物や諸手続き代行、配食、移送サービス、等
3. 新地域支援事業に取り組むことで、老人クラブ活動が一層活性化され「100万人会員増強運動」に弾みをつけになります。
- 新地域支援事業は、高齢者が住み慣れた自宅・地域でできる限り暮らし続けていけるようにする「福祉のまちづくり」の取り組みでもあります。
- 公的な介護保険制度に加えて、住民参加型の生活支援サービスが、地域ごとの実情に応じて拡大・進展することになり、高齢者だけでなく、子どもや障がいのある人、全ての世代にとっての「福祉のまちづくり」につながります。老人クラブはこれまでも「健康・友愛・奉仕」を基本に、地域で助け合い・支え合いの活動を行ってきました。
- 老人クラブが新地域支援事業の担い手として、会員のみならず地域の高齢者による支援の輪を広げることは、現在すすめている「100万人会員増強運動」の成果にもつながるものと期待されます。

【資料2】

地方自治体（市区町村）のための
老人クラブとの協働のためのガイドブック について

- 地方自治体（市区町村）が、地域で活動する老人クラブの活動内容を把握するとともに、老人クラブの活動方針や活動内容の検討に「一緒に取り組む」ためのガイドブック（手引き）

1. ガイドブック概要

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、老人クラブと連携した取組を進めていくため、
 - 老人クラブの活動を知ること
 - 老人クラブと対話すること
 - 老人クラブの意欲を高めること

に分けて、連携・協働していくためのポイントを整理

- 上記のプロセスを実施するためのツールとして「振り返りワークシート」を作成。
- <https://safe.menlosecurity.com/https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>



2. ガイドブックの活用方法

- 老人クラブ連合会と単位老人クラブ間や各老人クラブ内で、会員同士が集まって、これまでの活動の振り返りや、今後の活動を考える機会づくり
- 行政と老人クラブの間で、老人クラブの活動を知り、老人クラブの活動と地域活動を組み合わせについて考えていく機会
 - ※ 補助金申請や、行政計画策定等の機会にあわせて確認や検討を行うことを推奨

老人クラブの活動に関する振り返りワークシート

クラブ名： _____ 作成日： _____ 年 月 日

①行っている活動に○

②各活動を通じて取り組んでいることについて回答（取組の状況について、5段階での評価を数字で記入）

③各分野の活動の、やりがいや活動の課題、今後の目標を記入

【参考データ】

できている ← ふつう → できていない
1 2 3 4 5

【分類A：高齢者の生きがい・健康づくり】		【分類B：高齢者の支え合いづくり】		【分類C：地域を豊かにする環境づくり】	
<input type="checkbox"/> 健康についての学習	<input type="checkbox"/> 行楽・旅行	<input type="checkbox"/> 声かけ運動	<input type="checkbox"/> 高齢者の訪問活動	<input type="checkbox"/> 交通安全活動	<input type="checkbox"/> リサイクル推進
<input type="checkbox"/> 体操、運動	<input type="checkbox"/> 学習講座、研修	<input type="checkbox"/> 集いの場、通いの場	<input type="checkbox"/> 困りごとの助け合い	<input type="checkbox"/> 防災、防犯活動	<input type="checkbox"/> 子ども・若者との交流
<input type="checkbox"/> 社会見学	<input type="checkbox"/> 手芸、工芸等	<input type="checkbox"/> サロン活動	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 見守り活動	<input type="checkbox"/> 文化・歴史の継承
<input type="checkbox"/> 農業体験	<input type="checkbox"/> 趣味の活動（上記以外）			<input type="checkbox"/> 清掃活動	<input type="checkbox"/> 行政の会議への出席
<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 緑化活動	<input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 高齢者の生きがいづくり	<input type="checkbox"/> 高齢者の趣味の活動の充実	<input type="checkbox"/> 相談相手や話し相手のいない高齢者への働きかけ	<input type="checkbox"/> 高齢者の閉じこもり防止	<input type="checkbox"/> 安全・安心な地域づくり	<input type="checkbox"/> 防災意識の向上
<input type="checkbox"/> 高齢者の運動の機会づくり	<input type="checkbox"/> 高齢者の健康の維持・増進	<input type="checkbox"/> 地域の高齢者の交流の活発化	<input type="checkbox"/> 地域の助け合いの活発化	<input type="checkbox"/> 防災意識の向上	<input type="checkbox"/> 地域の美化・清掃
<input type="checkbox"/> 介護予防意識の向上	<input type="checkbox"/> 健康・介護予防に関する知識や情報の発信	<input type="checkbox"/> 高齢者の居場所づくり		<input type="checkbox"/> 地域緑化	<input type="checkbox"/> 地域住民との交流
<input type="checkbox"/> 学びの場・機会の充実	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍の場や機会の提供			<input type="checkbox"/> 子ども・若者との交流	<input type="checkbox"/> 見守り活動の活発化
				<input type="checkbox"/> 他の活動団体との連携	<input type="checkbox"/> 行政運営への参画

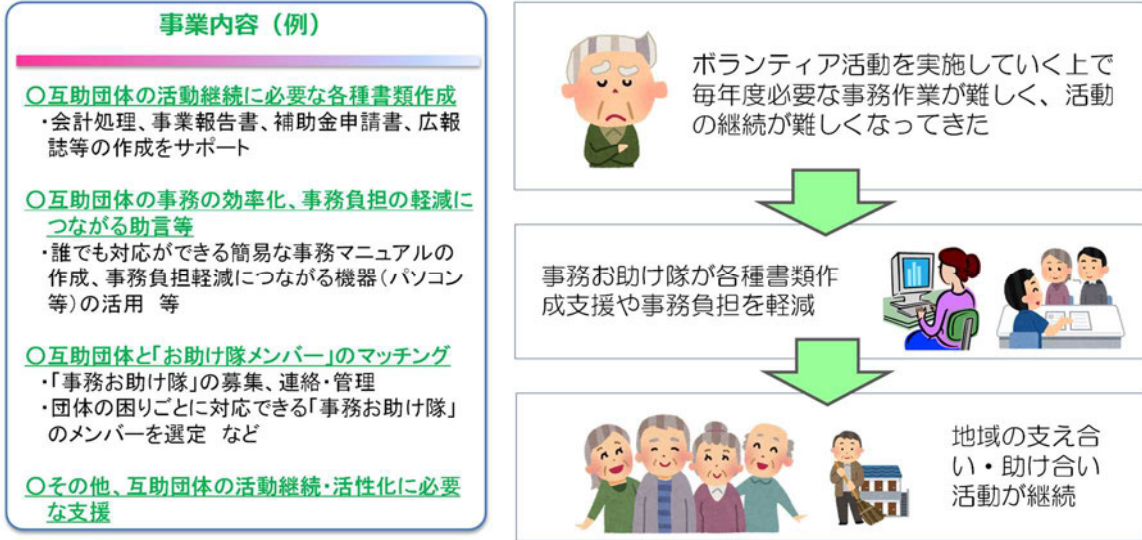
要介護認定率	全国	本市
%	%	%
主観的健康観	全国	本市
%	%	%
生きがいを持っている高齢者の割合	全国	本市
%	%	%
閉じこもり傾向のある高齢者の割合	全国	本市
%	%	%
通いの場の数（人口千人あたり）	全国	本市
%	%	%
地域づくり活動への参加意欲のある高齢者の割合	全国	本市
%	%	%
ボランティア活動に参加している高齢者の割合	全国	本市
%	%	%

【資料3】

地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き等支援事業（事務お助け隊）
 （地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老人クラブなど、互助の取組を行う団体が、構成員の高齢化等により、会計処理、事業報告、補助金申請などの事務作業ができないために活動の継続が難しい場合、**事務手続き等に詳しい者（企業退職者、事務経験のある者、税理士、社会保険労務士等（※））が、「事務お助け隊」として事務作業をサポートすることにより、地域の支え合い・助け合い活動の立ち上げや活動の継続・活性化を支援する。**

※資格等に関わらず、自身の経験で得られたスキルやノウハウを活かして社会貢献を希望する者など



【資料4】

【等】VI.包摂的な地域共生社会の実現等

令和7年度補正予算額 80百万円

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3878）

施策名：高齢者の生活支援に取り組む多様な担い手モデル事業

① 施策の目的

85歳以上の医療・介護ニーズを抱える高齢者、認知症高齢者、独居高齢者等が増加し、支援を必要とする高齢者が増加するなかで、高齢者の生活支援ニーズに地域全体で対応していくため、生活支援サービスを提供する多様な担い手の確保が急務となっている。

また、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめでは、「高齢者が地域支援の担い手として主体的に参加することが重要であり、「支える側」「支えられる側」という関係を越えた取組とする必要がある。」とされている。

そこで、高齢者の自主組織による活動を地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として事業化して高齢者が多様な担い手として参画するためのモデル事業を実施し、実施上の課題把握や課題解消に向けた方策などを整理し、取組事例を全国に共有することで、担い手の拡大を図る。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

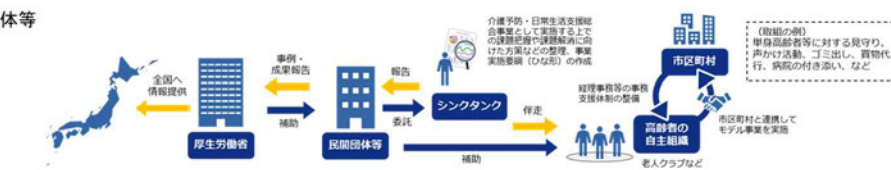
③ 施策の概要

高齢者の自主組織による自発的な活動や取組みについて、地域支援事業の介護予防・日常生活総合支援事業として事業化するためのモデル事業を実施し、自発的な活動、取組を介護予防・日常生活総合支援事業として実施する上での課題の洗い出しや、その課題解消に向けた方策を検討・整理、全国に共有する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】民間団体等

【補助率】定額



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

地域の支援体制の多様な担い手が拡大することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化が図られ、地域共生社会の実現に資する。

○ 高齢者生きがい活動促進事業（うち、農福連携推進事業）事例紹介

【事例紹介】羽根山創成白津の会(秋田県北秋田市)

- 秋田県北秋田市では、人口減少と少子高齢化が進んでいる一方で地域内のサロン活動にあたるものがなく、地域内の交流機会の少なさが課題。
- 地域に元気を取り戻し、住民の集いの場と高齢者の活動の場を確保するため、令和4年度に本事業を活用し、羽根山創成白津の会(任意団体)が地域会館を改修整備し、備品を購入するなどして「民家fe白津」をオープン。
- 現在は収穫したお米や野菜などを使用したランチ営業・弁当販売、ピザの製造代行販売、収穫した山菜・野菜の販売や農作業を実施。
- 地域の交流の場で弁当などの販売を行い、農作業を会員全員で行うことで、地域住民との交流が増え地域の繋がりが強まるともに、やりがいの創出へと繋がっている。



【事例紹介】大野自治協議会(岩手県西和賀町)



- 岩手県西和賀町大野地区では、大野自治協議会(自治組織)が高い高齢化率に危機感を持ち、買い物支援や交流会などの独自の高齢者支援を行ってきた。
- 高齢者の技術の活用や居場所づくりを行うため、令和4年度に本事業を活用して新たに事業を立ち上げ、食の体験会の手配や郷土食レシピの制作、農作物生産加工等の研修を実施。
- 現在は雪中野菜の生産販売や食事・食材の配達(食の宅急便)、食の文化祭の開催に加え、生産者との交流や郷土食を楽しむツアーを実施。
- 主体となって事業の運営や活動を行うことが高齢者の仕事づくり、生きがいづくりに繋がっており、西和賀の郷土食の魅力発信や関係人口の広まりにも貢献。

【事例紹介】久高島 結回の会(沖縄県南城市)

- 沖縄県南城市久高島では、デイサービス等を行う介護事業所が無いことに加えて独居高齢者も多く、高齢者等の生きがいづくりや介護予防、日常的な見守りが課題。
- 零細企業の復興及び伝統の伝承・継承を通じて高齢者の生きがいづくりへとつなげるため、令和5年度に本事業を活用し、久高島結回の会(任意団体)で農機購入や耕作地のリースを行い、新たに耕作と収穫物の加工販売、ワークショップなどを行う活動を立ち上げた。
- 令和7年度には島の幼小中学校行事である体験学習において、会員の高齢者が講師となり、収穫した麦・芋を活用して学びを展開。
- 作業所自体が気軽なコミュニティとなっているほか、地域や世代を超えた交流が生まれ、高齢者の生きがいづくりの場となっている。



【資料6】

第38回全国健康福祉祭埼玉大会の概要

選手の募集を行う種目を中心に記載したものであり、全国健康福祉祭全般の詳細については、別途大会実行委員会から送付される「開催要領」を参照願いたい。

(下記内容は、開催要領策定までの過程で変更となる可能性がある)

1 会期 令和8年11月7日(土)～10日(火)

2 募集チーム数等

(1) スポーツ交流大会

事業名	会場	参加資格	チーム編成等	参加費	募集方法
卓球	春日部市 アイル・アリーナ ウイング・ハット春日部 (春日部市総合体育館)	60歳以上	1チーム8人以内(監督1、選手6[男3(65・70歳以上各1以上)女3(65・70歳以上各1以上)]、登録選手8以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県5チーム さいたま市1チーム 合計72チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
テニス	さいたま市 大宮第二公園テニスコート	60歳以上	1チーム9人以内(監督1、選手6[男4(70歳以上2以上)女2]、登録選手8以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県1チーム さいたま市1チーム 合計68チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
ソフトテニス	熊谷市 熊谷スポーツ文化公園彩の国くまがやドーム (多目的運動場)	60歳以上	1チーム9人以内(監督1、選手6[男3(70歳以上1以上)女3]、登録選手8以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県2チーム さいたま市1チーム 合計69チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
ソフトボール	鴻巣市 鴻巣市吹上総合運動場 上谷総合公園 川里中央公園	60歳以上	1チーム15人以内(監督1、選手9、登録選手15以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県3チーム さいたま市2チーム 合計71チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
ゲートボール	深谷市 仙元山公園多目的広場	60歳以上	1チーム8人以内(監督1、選手5[70歳以上1以上、女2～4]、登録選手8以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各2チーム 東京都6チーム 埼玉県4チーム さいたま市3チーム 合計141チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
ベタック	秩父市 宮地グラウンド	60歳以上	1チーム4人以内(監督1、選手3[女1以上]、登録選手4以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県4チーム さいたま市2チーム 合計72チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
ゴルフ	本庄市 こだまゴルフクラブ	60歳以上	1チーム3人(70歳以上1以上、ハンディキャップ25以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県3チーム さいたま市1チーム 合計70チーム	1人1,000円 ※プレー代は別途徴収	各都道府県・政令指定都市の推薦
マラソン	戸田市 彩湖・道満グリーンパーク及び彩湖外周道路	60歳以上	道府県(45)・政令指定都市(19)各6人(3・5・10km各2) 東京都12人(3・5・10km各4) 埼玉県12人(3・5・10km各4) さいたま市9人(3・5・10km各3) 合計417人	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
弓道	上尾市 埼玉県立武道館	60歳以上	1チーム8人以内(監督1、選手5[70歳以上1以上、女1以上]、交代選手2以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県2チーム さいたま市2チーム 合計70チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
剣道	行田市 行田市総合体育館(行田グリーンアリーナ)	60歳以上	1チーム8人以内(監督1、選手5[65・70歳以上各1以上]、交代選手2以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県3チーム さいたま市2チーム 合計71チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦

(2) ふれあいスポーツ交流大会

事業名	会場	参加資格	チーム編成等	参加費	募集方法
グラウンド・ゴルフ	加須市 加須市民運動公園	60歳以上	道府県(45)・政令指定都市(19)各6人 東京都12人 埼玉県24人 さいたま市12人 計432人	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
太極拳	越谷市 越谷市立総合体育館	60歳以上	1チーム8人以内(監督1、選手6~7) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県2チーム さいたま市1チーム 合計69チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
サッカー	さいたま市 (検討中)	60歳以上	1チーム20人以内(監督1、選手11、登録選手19以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)計56チーム 東京都2チーム 埼玉県1チーム さいたま市1チーム 合計60チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
なぎなた	さいたま市 さいたま市記念総合体育館 (サイデン化学アリーナさいたま)	60歳以上	1チーム5人以内(監督1、選手3、登録選手4以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県2チーム さいたま市2チーム 合計70チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
水泳	川口市 川口市立東スポーツセンター	60歳以上	道府県(45)・政令指定都市(19)各8人[男4女4] 東京都16人[男8女8] 埼玉県32人[男16女16] さいたま市8人[男4女4] 合計568人	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
ダンススポーツ	川越市 川越運動公園総合体育館	60歳以上	1チーム9人以内(監督1、選手8) [スタンダード(ワルツ・タンゴ各1組)] [ラテン(チャチャチャ・サルンバ各1組)] 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県3チーム さいたま市2チーム 合計71チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
ボウリング	草加市 SAP草加ボウル	60歳以上	1チーム3人以内(監督1、選手2) 道府県(40)・政令指定都市(15)各1チーム 東京都4チーム 埼玉県12チーム さいたま市4チーム 茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・神奈川県各3チーム 千葉県・横浜市・川崎市・相模原市各3チーム 合計102チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
ラグビーフットボール	熊谷市 (検討中)	60歳以上	1チーム25人以内(監督1、選手15、登録選手25以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)計28チーム 東京都1チーム 埼玉県2チーム さいたま市1チーム 合計32チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
インディアカ	福川市 福川市サン・アリーナ	60歳以上	1チーム9人以内(監督1、選手4~8[女子の部:女4~8、男女混合の部:男女各2以上]) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム(女子、男女混合各1) 埼玉県4チーム(女子、男女混合各2) さいたま市4チーム(女子、男女混合各2) 合計74チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
マレットゴルフ	新座市 新座市総合運動公園マレットゴルフ場	60歳以上	1チーム4人以内(可能な限り男女各1以上) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県10チーム さいたま市1チーム 合計77チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
サイクリング	小鹿野町 両神温泉国民宿舎両神荘	60歳以上	道府県(45)各3人・政令指定都市(19)各2人 東京都10人 埼玉県15人 さいたま市2人 合計200人	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
軟式野球	さいたま市 さいたま市営大宮球場 (レジデンシャルスタジアム大宮) さいたま市営浦和球場 (アイルスタジアム浦和) 岩槻川通公園野球場 越谷市 越谷市民球場	60歳以上	1チーム20人以内(監督1、選手9、登録選手20以内) 都道府県(46)・政令指定都市(19)計28チーム 埼玉県3チーム さいたま市1チーム 合計32チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
スポーツウエルネス吹矢	所沢市 所沢市民体育館	60歳以上	1チーム4人以内(監督1、選手3又は監督兼選手1、選手2) 道府県(40)・政令指定都市(15)各2チーム 東京都7チーム 埼玉県8チーム さいたま市4チーム 茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・神奈川県各4チーム 千葉県・横浜市・川崎市・相模原市各4チーム 合計165チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
スポーツチャンバラ	三郷市 三郷市総合体育館	60歳以上	1チーム6人以内(監督1、登録選手6以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都1チーム 埼玉県1チーム さいたま市1チーム 合計67チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
空手道	朝霞市 朝霞市立総合体育館	60歳以上	道府県(45)・政令指定都市(19)各20人以内 (監督2[男女各1]、登録選手20人以内[男女各10以内]) 東京都・埼玉県・さいたま市各30人以内 (監督2[男女各1]、登録選手30人以内[男女各15以内]) 合計1,370人	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦
レクリエーションダンス	久喜市 毎日興業アリーナ久喜(久喜市総合体育館)	60歳以上	1チーム20人以内(代表1、選手20以内) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県3チーム さいたま市1チーム 合計70チーム	1人1,000円	各都道府県・政令指定都市の推薦

(3) 文化交流大会・美術展

事業名	会場	参加資格	チーム編成等	参加費	募集方法
囲碁	幸手市 幸手市民文化体育館(アスカル幸手)	60歳以上	1チーム3人(女1以上) 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県5チーム さいたま市1チーム 合計72チーム	1人1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
将棋	蕨市 蕨市民体育館	60歳以上	1チーム3人 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県4チーム さいたま市2チーム 合計72チーム	1人1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
俳句	さいたま市 RaiBoc Hall(市民会館おおみや)	高齢者部門:60歳以上 一般部門:60歳未満 ジュニア部門:小中高生	1人2句以内(雑詠)	無料	事前募集
		年齢制限なし	1人1句以内(囀目)		当日募集
健康マージャン	川口市 川口市立戸塚スポーツセンター	60歳以上	1チーム4人 道府県(45)・政令指定都市(19)各1チーム 東京都2チーム 埼玉県4チーム さいたま市3チーム 合計73チーム	1人1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
美術展	さいたま市 埼玉県立近代美術館	60歳以上	・日本画の部 ・工芸の部 ・洋画の部 ・書の部 ・彫刻の部 ・写真の部	無料	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦

3 参加申込

令和8年6月に、各都道府県・政令指定都市の所管部局等を通じて大会実行委員会へ申し込むこと。
(別途、開催要領で定める。)

4 参考

60歳以上：昭和42年4月1日以前に生まれた人

10. 被災高齢者等把握事業の活用等について

(1) 被災高齢者等把握事業の活用

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的に、平成 30 年度から被災高齢者等把握事業を実施している。(資料 1)

被災高齢者等把握事業の円滑な実施のためには、①災害の規模等に応じた被災高齢者等把握事業の実施主体の整理、②職能団体など関係団体との連携体制の構築、③研修の実施、といった平時からの準備が重要である。このため令和 8 年度より、都道府県・市区町村の民生主管部局、防災担当部局の職員等を対象に、都道府県が被災高齢者等把握事業の研修を実施するための費用の一部を補助することとしている。本研修の効果的な実施のため、研修の企画立案、実施にあたっては、災害発生時に被災高齢者等把握事業の補助又は委託先となることが想定される民間団体(介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士等の職能団体等)と連携を図ることとしているため、各都道府県においては、災害が発生した場合に備えて、都道府県介護支援専門員協会など関係団体との協議を行うなどの体制整備を検討されたい。

(2) 東日本大震災の被災地における介護等のサポート拠点運営事業

東日本大震災の被災地域の仮設住宅における「介護等のサポート拠点」の運営については、復興庁所管の被災者支援総合交付金によりその財政支援を行っているところである。

避難生活が長期化する中、仮設住宅の高齢者等を取り巻く様々な課題に対しては、継続的に健康面や生活面での総合的な支援を適切に講じることが必要である。また、仮設住宅から災害公営住宅等への移住が進展していることから、生活環境が変化する高齢者等に対しては、円滑な移住に向けて、より地域や個人の実情に応じた支援も必要となってくる。

また、福島県の避難指示・解除区域における避難住民の早期帰還を促進し、高齢者等の安心した在宅生活を支援するため、浪江町、富岡町、葛尾村、飯舘村、大熊町の 3 町 2 村において、総合相談・生活支援、地域交流等の機能を有する拠点として「介護等のサポート拠点」を設置運営することについて、復興庁所管の福島再生加速化交付金によりその財政支援を行っているところである。

これらの「介護等のサポート拠点」の運営等については、令和 8 年度予算案においても、引き続き被災者支援総合交付金及び福島再生加速化交付金によるメニューに位置付け、必要な支援を行うこととしている。